



ごみの焼却・埋立

1 焼却工場

焼却工場では



金沢工場(2001年4月稼働)

横浜市には、現在、4つの工場が稼働しており、市内から出される燃やすごみの全量を安全かつ効率的に焼却処理しています。

これらの工場では、長期間の安定した連続運転を行うとともに、ごみを高温(800~950℃)で燃焼させ、ダイオキシンの発生を抑制するなど、適正な燃焼管理に努めています。また、高性能の排ガス処理設備を設置して、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、ダイオキシンなどの有害物質を除去するとともに、工場排水を浄化する排水処理設備を設置するなど、周辺環境に影響を与えないよう、環境保全に十分配慮しています。



資源循環局焼却工場 概要図

① ごみピット

収集車が運んできたごみを一時貯留します。

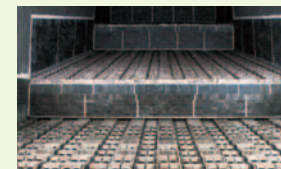


② クレーン操作室

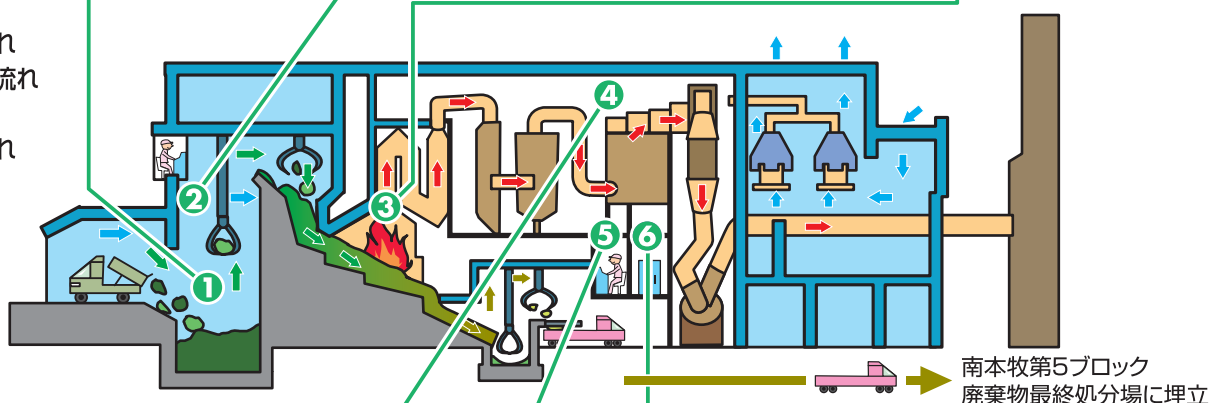
遠隔操作でクレーンを動かし、ごみを焼却炉に投入します。また、自動で動かすことも可能です。

③ 焼却炉

ごみを高温(800~950℃)で焼却し、灰にします。



- ごみの流れ
- 排ガスの流れ
- 灰の流れ
- 空気の流れ



④ 排ガス処理装置

排ガス中の有害ガスやばいじんを取り除きます。

⑤ 中央管制室

焼却炉の運転・監視をコンピュータを使って集中的に行います。



⑥ 蒸気タービン発電機

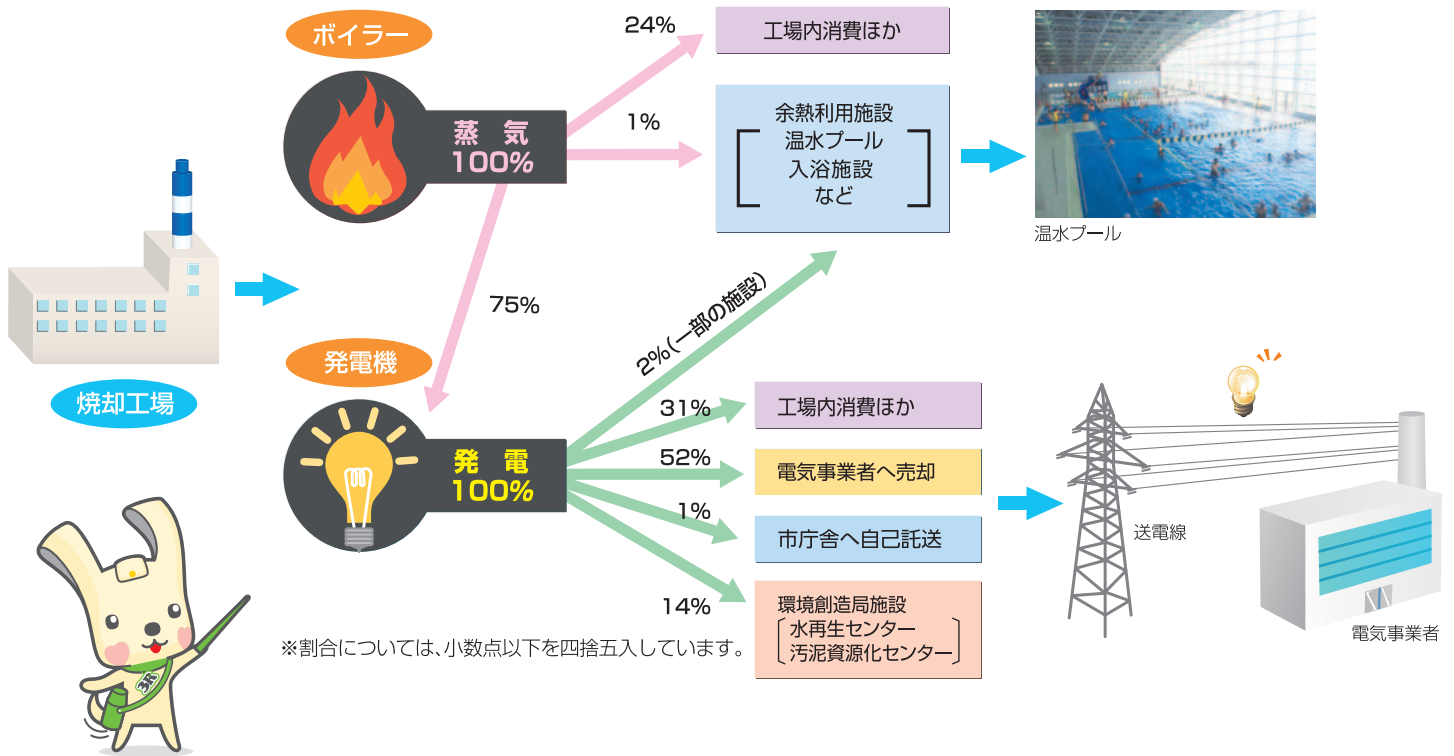
ごみ焼却による熱エネルギーを蒸気に変え、その蒸気の力で発電します。

焼却工場で創出する「環境にやさしいエネルギー」の活用

焼却工場では、ごみ焼却に伴い発生する蒸気を有効利用し、蒸気タービン発電機による発電を行っています。発電された電力は、石炭などの化石燃料を使わずにつくられることから、CO₂を排出しない「環境にやさしいエネルギー」です。現在稼働している4つの工場で創出する電力は、1年間で約3.4億キロワットアワーであり、戸塚区の全世帯にあたる約12万世帯の年間消費電力量に相当します。

この電力は、工場内で利用するほか、隣接する下水道処理施設や市庁舎等に供給し、さらに創出した電力は電気事業者に売却しています。

また、蒸気は工場内の機器、冷暖房に利用するほか、工場に併設した余熱利用施設(温水プール、老人福祉センター、高齢者保養研修施設(ふれーゆ))等に供給しています。



ごみの焼却を効率良くするには

ごみを燃やす焼却炉は、運転開始時のみに助燃剤(都市ガス等)を利用しますが、稼働後、炉内の温度は800℃～950℃と高温になり、投入したごみ自体を燃料として燃焼しています。しかし、ごみに多く水分が含まれていると燃焼効率を下げてしまいます。

水分が多く含まれる生ごみの水切りやせん定枝の乾燥などを行っていただくことで、焼却工場の燃焼効率が高まり、発電量の増加にもつながります。ごみ自体を燃料としている焼却工場での発電は環境にやさしいエネルギーです。発電量の増加は市内の脱炭素化につながりますので、ご協力のほどよろしくお願いします。



【問合せ先】施設課 電話:671-2518 FAX:664-9490

ごみ焼却工場の排ガスからCO₂を分離・回収、利用 ~[Zero Carbon Yokohama]の実現~

ごみ焼却工場の排ガス中に含まれるCO₂を分離・回収し、水素と合成してメタンガスを生成する技術(CCU^{※1})の確立に向け、東京ガス株式会社、三菱重工グループ企業^{※2}と横浜市が実証試験を行っています。CCUは、脱炭素化の革新的技術であり、全国から注目されています。

※1 Carbon dioxide Capture and Utilization(二酸化炭素の分離・回収・利用)の略
 ※2 三菱重工エンジニアリング株式会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社



保土ケ谷工場の再整備



再整備する保土ケ谷工場

将来にわたり安定的にごみ処理を継続していくため、令和12年度の稼働を目指して、保土ケ谷工場の再整備を進めています。

新たな保土ケ谷工場は、安全で安定したごみの焼却をはじめ、自然災害への対応や、脱炭素社会の実現のため、次の3つの視点で再整備を行います。

保土ケ谷工場の再整備にあたっての3つの視点

1 安全で安定したごみ処理を行う焼却工場

- ◆**最大処理能力(日量1,050トン)**
災害時の廃棄物処理にもしっかりと対応
- ◆**しっかりとした環境保全対策**
排ガス等の処理に高性能な設備を導入
- ◆**施設の強靱化**
東日本大震災級の大規模災害にも耐えうる堅牢な施設
長期間にわたる停電や断水などの非常事態発生時でも、ごみの焼却を継続

2 地域に根ざした焼却工場

- ◆**大規模災害への備え**
災害時の長期間の停電発生時に、ごみ焼却で得られた電気を地域防災拠点等で活用
- ◆**環境学習の拠点**
子どもから大人まで、環境について広く楽しく学べる拠点を整備
- ◆**熱の有効活用**
ごみ焼却により発生した熱を市民サービスの向上に資するよう、温水プール等で有効活用

3 脱炭素社会の一翼を担う焼却工場

- ◆**エネルギーの創出**
高効率発電機の導入により、再生可能エネルギーを最大限創出
- ◆**創出したエネルギーの活用**
創出した再生可能エネルギーを市域内で活用し、脱炭素社会の実現に貢献
- ◆**エネルギーの蓄え**
災害時には、蓄えた電気を非常用電力として活用(電気自動車での活用を検討)

事業スケジュール(予定)

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
事業者公募・選定		既存建物解体+詳細設計・施工					

【問合せ先】 施設計画課 電話:671-2542 FAX:664-9490

2 最終処分場



● 最終処分場では産業廃棄物も一部受け入れています。

家庭から排出された燃やすごみは、焼却工場で焼却されます。最終的に残った焼却灰は、最終処分場に埋め立てられています。

現在、横浜市では南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場で埋立てを行っています。また、南本牧第5ブロック最終処分場のほか、7か所の埋立てを終了した最終処分場で、処分場からの浸出水を処理する等の管理を行っています。

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場と焼却灰の資源化

2017年にオープンした南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場は、横浜市唯一の一般廃棄物最終処分場です。現状の処分量で埋立てを続けた場合、30年程度で容量が満杯となる見込みです。長く大切に使うために、ごみの減量とともに、焼却灰の計画的な資源化に取り組んでいます。



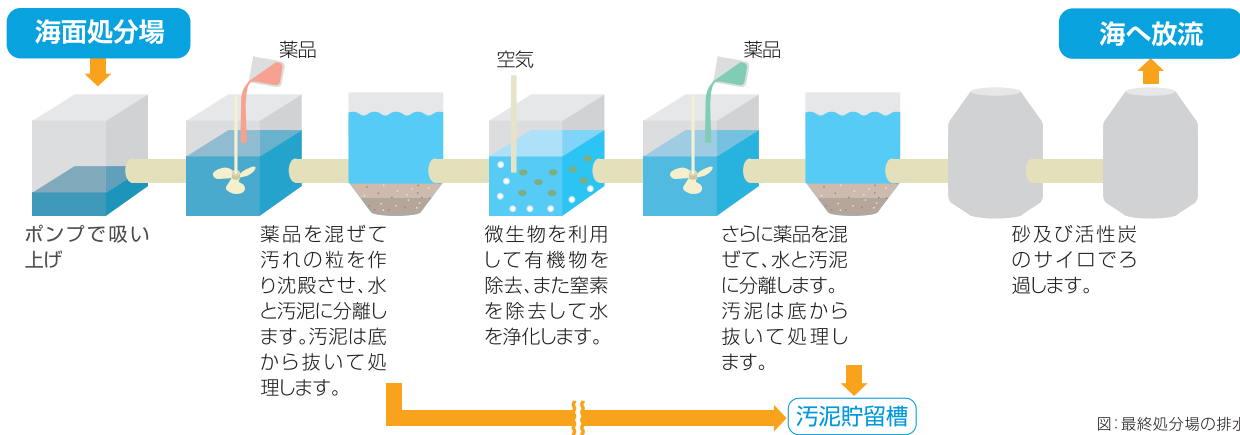
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場



南本牧第5ブロック排水処理施設

最終処分場の排水処理

最終処分場からの内水は排水処理施設において処理・浄化し、周辺環境に影響を与えないよう配慮しています。



図：最終処分場の排水処理プロセス

【問合せ先】 処分地管理課 電話：671-2560 FAX：664-9490

3 環境調査

横浜市では市民の皆様が安全で快適な生活を送っていただけるよう、焼却工場や最終処分場で適正に運転管理されていることを確認するため、定期的に環境調査を実施しています。

この調査によって、ダイオキシン類など基準が定められている項目で、排出基準や環境基準を満たしているか、周辺の環境に影響を与えていないかを確認し、環境保全対策に万全を期すよう努めています。結果はウェブページ等で公表しています。

- 主な場所と調査対象**
- (1) 焼却工場の排出ガス、排水、焼却灰など
 - (2) 最終処分場の排水処理施設放流水、大気、騒音振動、地下水、土壌など

【問合せ先】 政策調整課調査等担当 電話：671-4565 FAX：550-4239



し尿処理

1 し尿くみ取り

くみ取りにより収集したし尿は、検認所で受け入れ、前処理をした後、環境創造局の処理施設にて下水汚泥とともにバイオガス化されています。

横浜市のくみ取り作業は北部事務所で行っています。これからも、し尿くみ取り事業の円滑な運営と衛生的な処理に努めます。

◆くみ取りのお申し込みは
北部事務所 電話:953-0941



「北部事務所マスコット
トイレくん」

2 浄化槽

浄化槽は、水洗トイレの汚水、又は、これと生活雑排水(台所や風呂場などからの排水)を合わせた汚水を、微生物の働きによって分解処理し、衛生的かつ安全な水にして、排水路に流すための設備です。

公共下水道処理区域外で水洗トイレを使用する場合は、事前に届出をしたうえで、浄化槽を設置してください。

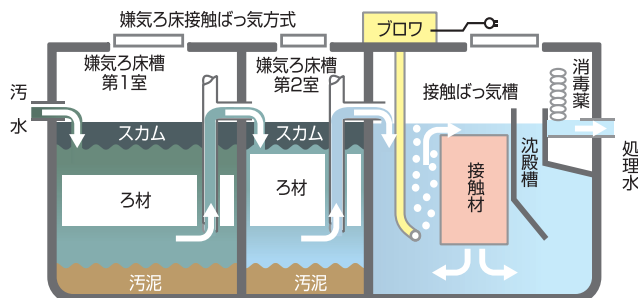
浄化槽の維持管理

浄化槽の機能を十分に発揮させ、悪臭の発生や河川などの汚濁を防ぐためには、次のような浄化槽の維持管理が必要です。

- (1)保守点検 (3～4か月に1回以上)
→浄化槽管理士に委託することができます。
- (2)清掃 (1年に1回、全ばっ気方式はおおむね6か月に1回以上)
→市で許可をしている清掃業者へ
- (3)水質に関する法定検査
(使い始めて3か月から8か月の間に行う検査と年1回の定期検査)
→県知事指定の検査機関へ

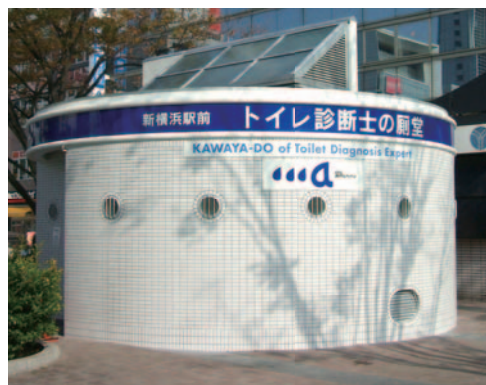
■合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽



【問合せ先】 事業系廃棄物対策課 電話:671-2547 FAX:663-0125

3 公衆トイレ



ドゥ アメニティ 新横浜駅前 トイレ診断士の個室

資源循環局では、駅前や繁華街などにある76か所の公衆トイレを管理しています。

誰でも安心して利用できるよう日常清掃を行い、清潔なトイレの維持をめざしています。

また、公衆トイレの多くは車いすを使っている方も利用でき、小さなお子様連れの方、オストメイトの方など、どなたでも利用しやすいトイレとなるよう、設備や機能の拡充を進めています。

清潔なトイレを保つため、トイレはきれいに使用しましょう。

【問合せ先】 街の美化推進課 電話:671-2555 FAX:663-8199

4 災害時のトイレ対策

「災害時のトイレはだいじょうぶ？」

災害時のし尿処理

災害時のし尿処理対策は衛生的、生理的な観点から、早急に対処すべき課題の1つです。地域防災拠点には多くの避難者が集まるため、設置された仮設トイレから衛生的かつ迅速にし尿を収集し、水再生センター等へ運搬する必要があります。北部事務所は、災害発生後2日目から順次くみ取りを開始します。



東日本大震災の被災地における災害復旧支援

トイレ対策

災害時の避難先となる地域防災拠点には、トイレパック5,000セット、くみ取り式仮設トイレ2基を基本に備蓄しています。また、下水直結式仮設トイレの整備を順次すすめています。さらに、トイレが不足するときには、協定を締結している事業者から、仮設レンタルトイレ及びトイレパックを地域防災拠点へ配備します。また家庭や事業者においても、トイレパックなどを備蓄し、災害時のトイレ対策について準備しておく必要があります。

● トイレパックって？

凝固剤と処理袋のキットで、トイレの便座などにセットして使用します。処理が簡単で、衛生的です。使用後は燃やすごみとして出すことができます。



黒い処理袋をトイレにセットして使用します。使用後は、凝固剤を上からふりかけます。
※シートタイプもあります。

● どうしてトイレパックを使うの？

災害で下水管が破損してしまうと、水洗トイレが使用できなくなってしまうため、流す必要のないトイレパックが有用です。

● どこで売っているの？

一部のホームセンターなどで購入できます。各家庭でも一人あたり15個程度（1日5個×3日分）備蓄しておきましょう。

災害時に備えて最低3日分の食料・水・トイレパックのほか、自分や家族にとっての必需品を用意しておいてください。

● 下水直結式仮設トイレ(災害用ハマッコトイレ)って？

あらかじめ地震対策等を行った下水管を地下に埋めておき、発災時にはマンホールのふたをはずして、専用の仮設トイレをこの上に設置することができます。

このトイレは水道が使用できない場合でも、プール等の水を活用してトイレの汚物を下水管へ流すことができます。



下水直結式仮設トイレ用マンホール



下水直結式仮設トイレ

❖ 災害時のごみと資源の分け方・出し方について

地震などの大規模災害時におけるごみと資源の分け方・出し方について、以下のとおり、ご協力をお願いします。

	定義	分け方・出し方	イメージ画像
生活ごみ・避難所ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 平時と同様に、日々の生活から発生するごみ ● 使用済みトイレパック等 	<p>平時と同じ分別ルールで、ごみ集積場所や地域防災拠点ごとに定める場所に排出してください。</p>	<p>▲ 分別されずに排出された災害廃棄物</p>
片付けごみ	<p>被災した建築物内の片付けで発生するごみ ※破損した家具・家電等</p>	<p>生活ごみの集積場所とは別の交通の妨げにならない場所に排出してください。</p>	

※収集開始時期や収集方法などの情報は、本市・区のウェブサイトやSNSをはじめ、各地域防災拠点の掲示板等に掲示するなどしてお知らせします。



清潔できれいな街づくり

快適な環境の中で生活することは、誰もが願っていることです。

ごみのない清潔できれいな街をつくるため、空き缶やたばこの吸い殻などの散乱防止対策及び地域の状況に合わせた不法投棄防止対策や放置自動車対策を行っています。



1 ポイ捨て、歩行喫煙防止対策

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例(ポイ捨て・喫煙禁止条例)」は、ごみが散乱しにくい街づくりを目的に制定したものです。この条例は、市内全域で空き缶やたばこの吸い殻をはじめとする、ごみのポイ捨てを禁止しているほか、歩きたばこをしないよう努めなければならないこと、屋外で喫煙する場合は、携帯用吸い殻入れを持つよう努めなければならないことを定めています。

横浜市 喫煙禁止地区

たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の皆さんの安全を守るとともに、吸い殻のポイ捨ての防止を図るため、特に人通りが多い市内8地区を喫煙禁止地区に指定しています。

喫煙禁止地区内では

屋外の公共の場所での喫煙行為は禁止となります(火のついたたばこを持つことも含まれます)。

路面標示



標識



喫煙禁止地区内には路面標示や標識を設置しています。

喫煙禁止地区等指導員が巡回し、違反者への指導を行っています。(違反者は罰則(過料2,000円)の対象となります。)



横浜駅周辺地区



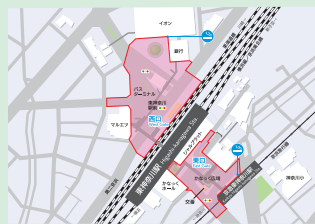
みなとみらい21地区



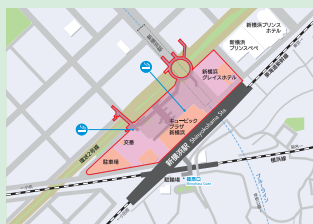
関内地区



鶴見駅周辺地区



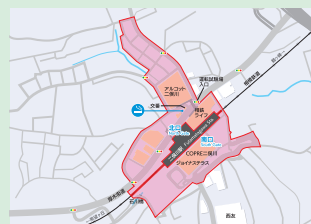
東神奈川駅周辺地区



新横浜駅周辺地区



戸塚駅周辺地区



二俣川駅周辺地区

【問合せ先】 街の美化推進課 電話:671-2556 FAX:663-8199

2 歩道、駅前広場等のクリーンアップ

横浜市では、市内でも特に市民や観光客などが訪れ、市の顔ともいえるべき都心部と、各区の主要な駅周辺を美化推進重点地区に指定しています。

現在、この重点地区は横浜駅周辺やみなとみらい21、関内、伊勢佐木・野毛、山下・元町、新横浜地区の都心部を含め、市内に28か所あり、歩道清掃や啓発活動などを実施しています。

また、地域の皆さんにもご協力をいただきながら、各区で美化・清掃活動などを実施しています。

皆さんも、ごみのポイ捨てや歩きタバコをしないよう、また、自動販売機の回収容器には缶・びん・ペットボトル以外のものを入れないよう、ご協力をお願いします。

ごみ拾いSNS「ありがとう！ヨコハマクリーンアップ」では、ボランティアの皆さんによる清掃活動や活動への感謝を見える化しています。ぜひご参加ください。



3 不法投棄の防止



不法投棄された廃棄物の早期撤去を行うほか、不法投棄防止看板の設置などを通じて、不法投棄の防止を図っています。

不法投棄を見つけたら、車のナンバーなど証拠となることを警察（110番か所管警察署）または各区役所の資源化推進担当（P.35）へご通報ください。

4 放置自動車対策

放置自動車については、市民の方々からの通報等をもとに、様々な調査を行っています。その結果、所有者の判明した車両については所有者に撤去していただきます。所有者が判明しない車両は、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

対象は、10日以上放置されている自動車及び125ccを超えるバイクです。

●**放置自動車**を見つけたら…

電話：671-3817



【問合せ先】 街の美化推進課 電話：671-3817 FAX：663-8199 または各区の資源化推進担当（P.35）



環境活動の推進

1 環境事業推進委員制度

環境事業推進委員は、地域でのごみの減量による脱温暖化に向けた3R活動と地域の美化や清潔の保持などを推進するため、自治会・町内会から推薦をいただき、市長が委嘱しています。[環境事業推進委員数 約4,000人]



■環境事業推進委員の主な活動

自治会・町内会などでの地域活動の取組

- ごみ集積場所などにおける分別排出の普及啓発・地域清掃活動の推進
- 地域での3R活動の実践や普及・啓発及び情報提供を目的とした地域懇談会などの開催
- 不法投棄やポイ捨て防止などまちの美化にかかわる取組

区・地区単位での取組

- 区・地区連絡協議会が実施する3R活動や研修会などへの参加及び協力
- 地域団体との交流・連携による活動



地域イベントでの分別普及啓発活動の取組

【問合せ先】 街の美化推進課 電話:671-3817 FAX:663-8199

2 表彰、認定制度

3R行動の推進と地域社会への定着を図ることを目的として、様々な地域活動の中でごみの減量・リサイクルの推進に功績のあった個人・団体・事業者の表彰及び認定を行います。



【表彰・認定者数 市民302人、12団体、67事業者(2021年度実績)】

1 ヨコハマ 3R 夢行動推進者
スリーアール
 リサイクル活動、分別指導、啓発活動など「ヨコハマ 3R 夢」の推進に功労のあった個人や団体
 3人

2 清潔で美しい街づくり推進者
 清掃活動や緑化活動を通して「清潔で美しい街づくり」の推進に功績のあった個人や団体
 14人・12団体

3 環境事業推進委員永年在職者
 「環境事業推進委員」として、永年にわたり地域で活動を続けられている方
 285人

4 3R 活動優良事業所
スリーアール
スリーアール
 事業系廃棄物の分別排出や3R活動に功績のあった事業又は事業所等
 50事業所

5 一般廃棄物収集運搬業優良事業者
 事業系廃棄物の分別排出や3R活動等に積極的に取り組み、他の模範となる一般廃棄物収集運搬業者
 14事業者

6 横浜市食の 3R きら星活動賞
スリーアール
 食品廃棄物の発生抑制、再生利用及び啓発等で顕著な功績を挙げている事業者
 3事業者

【問合せ先】 1～3 街の美化推進課 電話:671-3817 FAX:663-8199
4～6 事業系廃棄物対策課 電話:671-3818 FAX:663-0125



環境学習・体験施設

1 環境学習プログラム

「環境学習プログラム」は、出前教室や住民説明会等、環境に関する学びの場を設けたい様々な世代の皆様へ向けのご案内です。

「環境学習プログラム」では、未就学児から地域・事業者まで、各世代を対象にどのような「環境学習」を行うことができるのか、モデルケースをご紹介します。

また、「食品ロス削減」「プラスチック対策」「ごみのゆくえ」「分別・リサイクル」の4つの講座テーマを設定し、各テーマには、現状や課題をお伝えする「基本プログラム」と学びのご希望に応じて追加できる「選択プログラム」をご用意しています。



●プログラムの閲覧

「環境学習プログラム」は資源循環局ホームページでご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/gakushu/program.html>

2 スリム 3R夢学習副読本

できるだけごみを出さない生活やリサイクルを進める行動を子どもたちから習慣づけてもらえるよう、小学4年生を対象にスリム3R夢学習副読本「つなごう未来へ ヨコハマスリム3R夢!」を配布しています。



3 スリーアール ポスターコンクール

スリーアール3R行動や、まちの美化行動を起こすきっかけとするため、市内の小・中学校に在学する児童・生徒を対象に、ポスターコンクールを開催しています。

入賞作品については、広報啓発のための展示や、印刷物に利用するなどして活用しています。

●入賞作品の閲覧

入賞作品は、横浜市ホームページでご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/gakushu/posucon-gaiyou.html>

令和4年度大賞作品



小学校低学年の部



小学校高学年の部



中学生の部

【問合せ先】スリーアール 3R推進課 電話:671-3593 FAX:550-3510

4 スリム 3R夢啓発施設

ごみや環境問題について市民の皆さまに、より一層の関心をもっていただけるような情報を提供するため、楽しく学べる体験施設を開発しています。

※各施設とも、入館は無料です。

スリム
3R夢講座の
実施

ごみ・環境
関連の展示

体験教室など
各種イベント
の開催

スリム 3R夢ひろば鶴見

【所在地】鶴見区末広町 1-15-1 (資源循環局鶴見工場内)

【開館時間】午前9時～午後4時30分(入館は午後4時まで)

【休館日】毎週日曜日、祝日、鶴見工場全炉点検期間、年末年始(12月28日～1月4日)

【問合せ先】鶴見工場 電話：521-2191 FAX：521-2193

【ウェブページ】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsur/tsurukou-hiroba.html>

スリム 3R夢ひろばあさひ

【所在地】旭区白根 2-8-1 (資源循環局旭工場内)

【開館時間】午前9時～12時、午後1時～4時

【休館日】毎週日曜日、祝日、旭工場全炉点検期間、年末年始(12月28日～1月4日)

【問合せ先】旭工場 電話：953-4851 FAX：953-4852

【ウェブページ】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-as/3rmhiroba.html>

スリム 3R夢ひろば金沢

【所在地】金沢区幸浦 2-7-1 (資源循環局金沢工場内)

【開館時間】午前9時～午後4時30分(入館は午後4時まで)

【休館日】毎週日曜日、祝日、金沢工場全炉点検期間、年末年始(12月28日～1月4日)

【問合せ先】金沢工場 電話：784-9711 FAX：784-9714

【ウェブページ】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-ka/14slim-hiroba.html>

スリム 3R夢ひろばつづき

【所在地】都筑区平台 27-1 (資源循環局都筑工場内)

【開館時間】午前9時～12時、午後1時～4時30分(入館は午後4時まで)

【休館日】毎週日曜日、祝日、都筑工場全炉点検期間、年末年始(12月28日～1月4日)

【問合せ先】都筑工場 電話：941-7911 FAX：941-7912

【ウェブページ】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsuz/3rmhiroba.html>

プレパークさかえ

【所在地】栄区上郷町 1570-1

【開館時間】午前9時～12時、午後1時～4時

【休館日】毎週日曜日、年末年始(1か月程度)

【問合せ先】栄事務所 電話：891-9200 FAX：893-7641

【ウェブページ】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/sakae/info/>

遊んで♪学んで！都筑スリム3R夢教室

【所在地】都筑区平台 27-2

【開館時間】午前9時～11時30分、午後1時30分～4時

【休館日】毎週日曜日、年末年始(併設のセンターリサイクル受入休止期間と同じ)

【問合せ先】都筑事務所 電話：941-7914 FAX：941-8409

5 工場見学

スリム3R夢の取組を理解していただくため、小学生や市民の皆さまを対象に焼却工場の見学を実施しています。焼却工場の見学をご希望の場合は、事前にお申し込みが必要となります。詳細は各工場の見学案内のWebページをご確認ください。

- 動画等で疑似的に工場見学を体験できる次の「工場見学」のページから各工場のリンクが貼られています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kengaku/>

【工場見学の問合せ先】各焼却工場(P.35)

6 出前教室

廃棄物や環境に関する問題について学んでいただける出前教室を、未就学児から地域・事業者まで、様々な世代を対象に実施しています。

詳細や申込方法は「環境学習プログラム」(P.27)をご覧ください。



廃棄物分野における国際協力

横浜市では、海外諸国・都市における廃棄物に関する課題解決に貢献するため、海外からの視察の受入れや研修を実施し、これまで本市が培ってきた経験や分別・リサイクルのノウハウ、市民・事業者・行政が連携して進める取組の紹介等を行っています。

1 Y-PORT事業を通じた支援

横浜市は、横浜の資源・技術を活用した公民連携による国際技術協力（Y-PORT 事業）に取り組んでいます。

その一環として廃棄物分野では、現在、主にベトナム国ダナン市において、国際協力を行っています。

ダナン市では人口増加・経済発展に伴うごみの量の増加が著しく、最終処分場のひっ迫が課題となっていることから、2017年3月から2020年3月まで、JICA 草の根技術協力事業として、分別・リサイクルなどに関するノウハウ・経験の共有を行うため、横浜での研修や現地への専門家派遣を行いました。

本事業は、2022年3月から第2期事業が開始され、今後は、ダナン市における廃棄物のデータ収集・管理や、ごみと資源の収集体制強化について協力していきます。



ダナン市における資源回収の様子

2 アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP)を通じた支援

2017年4月に、環境省、JICA、横浜市、国連環境計画(UNEP)、国連人間居住計画(UN-HABITAT)、アフリカ各国・都市が共同で、アフリカにおける廃棄物に関する知見の共有、SDGs(持続可能な開発目標)の推進等を行うための場として「アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP)」を設立しました。

そのなかで横浜市は、これまでの廃棄物管理の知見や取組が評価され、日本における研修の拠点として位置づけられており、アフリカ各国の廃棄物行政の担当者を対象に、年2回程度、研修を実施しています。



横浜市での研修の様子

3 国際会議等への出席

廃棄物分野に関する国際会議等に参加し、海外諸都市の状況を把握するとともに、横浜市の廃棄物管理の取組について、知見を伝えています。国際会議等への参加を通じて、新興国などにおける廃棄物に関する課題解決への貢献や国際社会における横浜のプレゼンス向上につなげていきます。

【問合せ先】 政策調整課 電話:671-2503 FAX:550-4239



事業系ごみに関する取組

事業活動に伴って発生するごみ(事業系ごみ)は、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。そこで、資源循環局は事業者に対して、事業系ごみを適正に処理するよう助言指導を行うとともに、減量化・資源化の自主的な取り組みを働きかけています。

事業系ごみのうち、次の20種類に該当するものを「産業廃棄物」と呼び、それ以外のごみについては「一般廃棄物」に分類されます。

<産業廃棄物に該当する事業系ごみ>

「燃え殻」「汚泥」「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」「廃プラスチック類」「紙くず」「木くず」「繊維くず」「動植物残さ」「ゴムくず」「金属くず」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」「鋳さい」「がれき類」「動物のふん尿」「動物の死体」「ばいじん」「動物系固形不要物」及び「廃棄物を処分するために処理したもの」

※一部の品目については、特定の業種・事業活動から排出されるものに限りです。



【産業廃棄物の例】

1 事業系ごみの適正処理に関する取組

排出事業者への指導

産業廃棄物を大量に排出する事業所や事業用大規模建築物を中心に立入調査を行い、廃棄物の排出状況や保管状況の確認や適正処理のための指導、3Rの推進に向けた啓発を行います。

【事業用大規模建築物とは】

(1)大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗 (2)店舗面積が500㎡以上、1,000㎡以下の小売店 (3)延床面積が3,000㎡以上の事業所以上のいずれかに該当する事業所です。

事業系ごみの分別の徹底

資源化可能な古紙や、プラスチック類等の産業廃棄物は焼却工場に搬入できません。

事業系の燃やすごみの中で、分別されずに焼却工場に搬入されるものとして、資源化可能な古紙ではメモ用紙や付せん紙、プラスチック類ではラップ類やビニール類などが多くあります。

これらが焼却工場に搬入されないために、事業者に対して分別排出の徹底など、啓発や指導を行っています。

【事業系ごみのルール違反に罰則を導入】

「横浜市廃棄物等の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例」により、分別区分・排出方法に従って廃棄物を出すことを義務付けるとともに、繰り返し指導等を行ってもルールを守らない市民、事業者に改善を促す手続きが定められ、最終的には罰則(過料 2,000円以下)が科されます。

分別されずに搬入される例 ※これらは焼却工場に搬入できません。

資源化可能な古紙

シュレッターした紙、はがき、封筒、付せん紙、名刺、たばこの箱、お菓子の箱 など



プラスチック類

ラップ類やトレー、ビニール袋、たばこ等の外装フィルム、弁当・カップめんの容器、 など



※「事業系ごみの分け方出し方」は横浜市のホームページでご案内しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/ongen/pamphlet/jigyowake.html>

【問合せ先】 事業系廃棄物対策課 電話:671-3818 FAX:663-0125

廃棄物処理業者・処理施設への指導

他人の廃棄物を収集運搬する場合や処分する場合、廃棄物の種類に応じた処理業(収集運搬業、処分業)の許可が必要です。また、焼却施設や破砕施設といった廃棄物の中間処理施設や最終処分場の新設等をする場合、廃棄物処理施設設置等の許可が必要です。その設置許可等の手続前に、横浜市では当該事業が周辺環境に配慮された計画となるように事前協議を行っています。

許可を受けた者に対して、報告徴収や立入検査を通して、適正な廃棄物処理を行うよう指導しています。

【産業廃棄物処理業者の優良認定制度】

産業廃棄物処理業の実施に関し、優れた能力及び実績を有する者の基準(優良基準)に適合する産業廃棄物処理業者を廃棄物処理法に基づき審査し、認定する制度です。横浜市で許可を受けている優良認定業者一覧を、横浜市資源循環局ウェブサイト内に掲載しています。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/shori/O3yuuryo.html>



【問合せ先】 事業系廃棄物対策課 電話:671-2511 FAX:663-0125

焼却工場での搬入物検査

横浜市の焼却工場では、搬入されるごみのチェックを常に行っており、古紙等の資源物、一定の大きさを超えるせん定枝や幹、あるいはプラスチック等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導や資源化ルートへの誘導等を行い適正処理を推進しています。

また、効率的な検査を徹底して行えるよう、各工場に検査装置を導入しています。この装置は、ベルトコンベアで搬入物をピットに投入することができ、その間に搬入禁止物が混入されていないかどうかチェックをしています。



搬入禁止物の例



せん定枝



- 長さ50cm~300cmのものは、破砕機のある工場へ。
- 長さ300cm以上のものは、搬入できません。



幹など



- 直径20cm以上のものは、搬入できません。



ペットボトル



- 産業廃棄物なので搬入できません。

【問合せ先】 事業系廃棄物対策課 電話:671-4090 FAX:663-0125

焼却工場で創出した電力を横浜市内で活用

焼却工場で創出した電力は、CO₂を発生させないクリーンな電力であることから市庁舎などの公共施設に供給するほか、電気事業者と連携し、横浜八景島、みなとみらい地区のコスモワールド、AIRCABINなどの観光名所を含め、市内13事業者へ供給しています。



ごみ焼却工場

CO₂排出
ゼロの電気



市内事業者

不適正処理の監視、指導

事業系廃棄物対策課に、県警OB職員を中心とする専従機動班を設置し、事業系ごみの不適正処理事案に対して迅速に対応しています。収集事務所とも連携しながら、違法事案に対しては厳正な措置を講じていくなど事業系ごみの適正処理に向けた監視・指導を行っています。

【問合せ先】 事業系廃棄物対策課 電話:671-4090 FAX:663-0125

PCB廃棄物の適正処理

PCB 廃棄物については、法に基づき所定の期間内に処分を完了しなければなりません。下表のとおり、高濃度の PCB が含まれている廃棄物（高濃度 PCB 廃棄物）の処分期間は終了しています。市内にある全ての PCB 廃棄物が処分期間内に確実に処理されるために、広報活動、立入指導等を実施しています。

PCB廃棄物の処分先と処分期間

廃棄物種類		処分先	処分期間
高濃度PCB廃棄物	変圧器・コンデンサー等	JESCO 東京	2022年3月31日 まで(終了)
	安定器等	JESCO北海道	2023年3月31日 まで(終了)
低濃度PCB廃棄物		無害化処理認定施設等	2027年3月31日 まで

【問合せ先】 事業系廃棄物対策課 電話:671-2513 FAX:663-0125

有害使用済機器

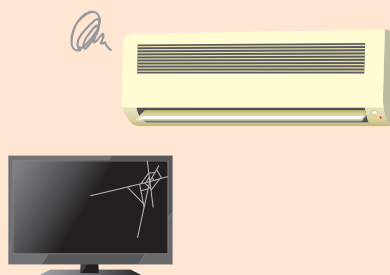
使用を終了した電気電子機器等は有価な資源として取引されることが多く、現在まで廃棄物としての規制による適正管理を求めることが困難でした。しかし一方で、不適正な取り扱いによる火災等の生活環境保全上の支障が発生していることから適正な管理が求められています。

このため2018年4月1日から廃棄物処理法の改正により、32品目の使用済み電子機器が有害使用済機器として指定され、それらを扱う事業者へ届出、保管・処分に関する基準の遵守等が義務付けられることとなりました。

【対象品目】

家電リサイクル法対象 4 品目

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機



小型家電リサイクル法対象 28 品目

デジタルカメラ、ハードディスク、ジャー炊飯器、電子レンジ、扇風機、電気アイロン、掃除機、電気こたつ、電気ストーブ、パソコン、プリンター、ゲーム機など



【問合せ先】 事業系廃棄物対策課 電話:671-4090 FAX:663-0125

2 事業系ごみの減量・リサイクルに関する取組

減量・リサイクルの啓発、働きかけ

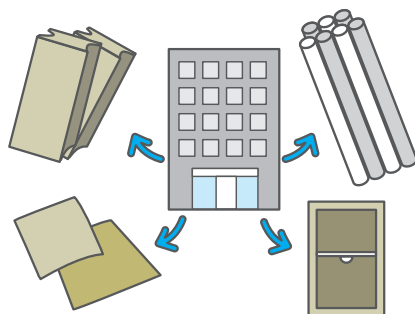
様々な機会をとらえてヨコハマ^{スリム}3R夢プランの趣旨や必要性を事業者へ説明し、減量・リサイクルの実践を働きかけています。

「食べきり協力店」や「横浜市食の^{スリール}3Rきら星活動賞」などを通じ、食品ロス削減の取組を進めます。また、プラスチック資源循環法に基づき、プラスチックの削減やリサイクルについて働きかけを行っています。

建設リサイクル

建設系廃棄物の再資源化を進めるため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(通称:「建設リサイクル法」)に基づく届出書の審査や現場パトロールによる分別解体等の指導を行っています。

また、建設リサイクル法の対象外となっている床面積 80m² 未満の建築物の解体工事についても、「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定め、建設リサイクル法に準じて届出書の審査や現場パトロールを行っています。



【問合せ先】 事業系廃棄物対策課 電話:671-3446 FAX:663-0125

自動車リサイクル

2005年1月1日から、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(通称:「自動車リサイクル法」)が施行されています。自動車リサイクル法は、自動車メーカーなどの関連事業者や自動車の所有者にそれぞれ役割を定め、廃棄物の削減と資源の有効利用を目的とした法律です。

使用済自動車の引取りや解体等の行為は、登録または許可を受けなければ、行うことができません。

許可を受けた事業者等に対して立入検査を実施し、資源化及び適正処理について指導を行っています。

また、この法律では国内で使用される自動車のほぼすべてが対象となり、自動車の所有者にはリサイクル料金の支払い義務が生じます。

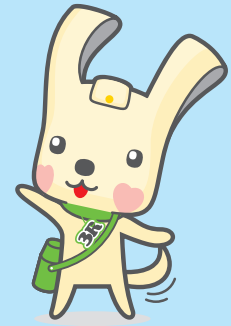


なお、支払い方法等詳細については、公益財団法人 自動車リサイクル促進センターへお問い合わせください。
公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 電話:050-3786-7755 ウェブサイト:<http://www.jarc.or.jp/>

【問合せ先】 事業系廃棄物対策課 電話:671-2511 FAX:663-0125

資源循環局施設配置図

-  事務所
-  焼却工場
-  車両課
-  最終処分場
-  その他



※保土ヶ谷工場はバックアップ工場として活用。

【資源循環局ウェブサイト】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/>

資源循環局施設等案内

資源循環局事務所

事務所名	所在地	電話番号	FAX番号
鶴見事務所	鶴見区小野町39	502-5383	502-5482
神奈川事務所	神奈川区千若町3-1-43	441-0871	441-5938
西事務所	西区浜松町11-4	241-9773	251-1791
中事務所	中区錦町11-2	621-6952	625-2932
南事務所	南区睦町1-1-2	741-3077	741-6492
港南事務所	港南区日野南3-1-2	832-0135	832-5204
保土ヶ谷事務所	保土ヶ谷区狩場町355	742-3715	742-4931
旭事務所	旭区白根2-8-1	953-4811	953-6669
磯子事務所	磯子区新磯子町6	761-5331	754-6109

事務所名	所在地	電話番号	FAX番号
金沢事務所	金沢区幸浦2-2-6	781-3375	788-0269
港北事務所	港北区大豆戸町1238	541-1220	541-1224
緑事務所	緑区長津田みなみ台5-1-15	983-7611	982-7973
青葉事務所	青葉区市ケ尾町2039-1	975-0025	975-0028
都筑事務所	都筑区平台27-2	941-7914	941-8409
戸塚事務所	戸塚区川上町415-8	824-2580	824-2820
栄事務所	栄区上郷町1570-1	891-9200	893-7641
泉事務所	泉区和泉町5874-14	803-5191	803-7951
瀬谷事務所	瀬谷区二ツ橋町548-2	364-0561	391-4784

し尿関係事務所

事務所名	所在地	電話番号	FAX番号
北部事務所	旭区上白根3-38-2	953-0941	953-0942

事務所名	所在地	電話番号	FAX番号
磯子検認所	磯子区新磯子町38	753-8004	750-5334

焼却工場

工場名	所在地	電話番号	FAX番号
鶴見工場	鶴見区末広町1-15-1	521-2191	521-2193
旭工場	旭区白根2-8-1	953-4851	953-4852
金沢工場	金沢区幸浦2-7-1	784-9711	784-9714
都筑工場	都筑区平台27-1	941-7911	941-7912

※保土ヶ谷工場は一時休止中です。

リサイクル関連施設

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1-15-1	503-0091	503-0160
金沢資源選別センター	金沢区幸浦2-7-1	785-6802	785-6829
緑資源選別センター	緑区上山1-3-1	935-0098	933-9161
戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1921-12	813-7174	813-8483

最終処分場

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
南本牧第5ブロック 廃棄物最終処分場	中区南本牧3-1、 4-1地先	625-9647	625-9648

区役所資源化推進担当

区名	電話番号	FAX番号
鶴見区	510-1689	510-1892
神奈川区	411-7091	323-2502
西区	320-8388	322-5063
中区	224-8140	224-8215
南区	341-1236	341-1240
港南区	847-8398	842-8193
保土ヶ谷区	334-6304	332-7409
旭区	954-6096	955-3341
磯子区	750-2397	750-2534

区名	電話番号	FAX番号
金沢区	788-7808	788-1937
港北区	540-2244	540-2245
緑区	930-2241	930-2242
青葉区	978-2299	978-2413
都筑区	948-2241	948-2239
戸塚区	866-8411	864-1933
栄区	894-8576	894-3099
泉区	800-2398	800-2507
瀬谷区	367-5691	367-4423

【発行】横浜市資源循環局政策調整部3R推進課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話:045-671-3593 FAX:045-550-3510

きれいなまちに 2023 2023年4月発行 デザイン:株式会社アーチ